

保 護 者 様

北海道上磯高等学校長 藤 井 浩 之

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について
(お知らせとお願い)

新緑の候 保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う措置として、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が過日公布され、5月8日から施行されることになったことに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が改定されました。

このことについて、北海道教育庁より道立学校においては、それらを踏まえ、適切に対応していくことが求められており、本校でも通知の則り、次のとおり改めて感染症対策を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

5類感染症への移行後においても、家庭との連携による生徒の健康状態の把握、換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策は引き続き講じること。平時においては、これ以外に特段の感染症対策は講じる必要はないが、地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられること。

2 学校における出席停止措置等の取扱いに関する留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること。

※ 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。その際、児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、家庭とも連携しながら適切に指導を行うこと。

(2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合（※ 基本的に病欠扱いとなります。）

上記の場合は登校しないで無理をせずに、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、生徒・保護者に対する周知・呼び掛けを行うこと。

※ ただし、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はないこと。

なお、生徒本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること。

(3) 次の場合においては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能であること。

ア 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

イ 医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合

(4) 濃厚接触者の取扱い

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われない。このため

ア 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等

イ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

これらの場合であっても、本人の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと。

4 その他

(1) マスクの取扱い

学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。

ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面や、上記2(1)※等では、マスクを着用することが推奨されます。

(2) 生徒の健康状態の把握

家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を把握することが重要です。その際、児童生徒等の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要ですが、生徒の健康状態を効果的に把握するため、ICT等を活用することも考えられます。

→ 本校では生徒の健康状態を効果的に把握するため、ICTを活用します。

(これまでの毎日の体温チェックを主とした様式を変更した上でグーグルフォームへの入力。)

(3) 学びを止めない

やむを得ず学校に登校できない生徒に対するICTの活用等による学習指導については、生徒の学習の機会を確保することができるよう、特に一定の期間、ICT端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ICT端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して、教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要です。

→ 本校でも上記について策定します。

(4) (学校給食等の) 昼食時の場面においては、「黙食」は必要ないこと

※ ご不明やご心配なことがありましたら、遠慮なく学校にお問い合わせください。

連絡先：北海道上磯高等学校 教頭 早崎 0138-73-2304